広報 こしがや

（定価一部　二円）
編集と発行
埼玉県
越谷市役所
電話越谷42,517,519,522番

6月の定例市議会終る

二日間の慎重審議 全会一致 18件を可決

繰下げ六月定例市議会は去る七月二日から四日までの三日以内を会期として、二日の午前十時二十分本会議第一日が開会されました。本定例市議会に提出された議案は追加議案三件を加えて十八件で、その内十四件が原案通り可決され昭和三十四年度一般会計第二回目の追加更正予算を総務常任委員会に審査付託して第一日目日程は終了し散会しました。時に午後二時二十七分でした。

第二日目は去る三日午前中に総務常任委員会が開かれ、前日付託された事項について慎重審議され午後二時十二分開会の本会議に総務委員長から審査結果の報告があり、全会一致委員長報告どうり可決し、ここに第二回目の一般会計追加更正予算は成立したわけです。ついで追加議案三件について審議し、いずれも原案どうり可決されました。こうして六月定例市議会の日程は全部終了し、議長の閉議閉会の宣言をもつて午後三時八分幕をとじました。以下可決された主な議案の説明をいたしましよう。

固定資産税の免税点引上 本年度から適用

越谷市税条例の一部を改正する条例の制定

これは地方税法の改正にともなつて、市で制定してある市税条例の一部を改正するもので、その改正内容は、固定資産税において、土地とか家屋および償却資産に対して課するところの固定資産税の課税標準となる額がいままで土地または家屋にあつてはそれぞれ一万円、償却資産にあつては十万円に満たない場合は固定資産税をかけないことに条例できめられておりました。それがこんど土地にあつては二万円、家屋にあつては三万円、償却資産にあつては十五万円とそれぞれ免税点が引上げられたわけです。

ことしの国保税率きまる 納期も十期に徴収

越谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

国民健康保険税については、保険税を納める皆さんの所得や固定資産が毎年変るので、いつも年があけると税率が改正されることはすでにご諒承のことと思います。したがつて国保税は毎年四月から六月まで前年度の税率で暫定賦課しておるわけです。そこで七月になつてはじめて皆さんの所得額や資産税などがはつきりするので法定による調定額の比率にあわせる処置をこうじて調整し、一年間の税額が決り、納期にもとづいて徴収されることになります。それでは改正されたことしの税率を次にかかげます。（）は前年度

一、所得割…百分の一、一一（百分の一、〇七）

所得割は法の定めるところにより課税総所得金額にあん分して算出されます。税率が前年度より上つているのはことしの課税総所得金額が前年より平均して下つているからです。

二、資産割…百分の五、六〇（百分の五、二〇）

資産割は本年度の固定資産税のうち土地、家屋にかかわる部分にあん分して算定されたものです。税率が前年より上つているのは本年から固定資産税の免税点が引上げられたため固定資産税の総額が前年より減つたわけです。

三、被保険者均等割…一人につき一八九円（一八五円）

被保険者均等割はこの総額（保険税総額の百分の三五）を被保険者数で除して算定されたものです。前年よりふえているのは最近社会保険に加入する人がふえたので前年より被保険者が減つているからです。

四、世帯別平等割…一世帯あたり四六七円（昨年四七〇円）

世帯別平等割はこの総額（保険税総額の百分の一五）を世帯数で除して算定されるものです。前年より減つているのは、ことしは前年より国保に該当する世帯がふえているからです。

（納期を十期に変更）…ことしから納期が次のとおり十期に徴収することにかわりました。いままでは十二期徴収でありましたがこれでは事務処理上困るので一月末日をもつて納期を終るように変更して極力徴収成績をあげることにしたわけです。

改正された納期
- 第一期＝四月一日－同月三十日
- 第二期＝五月一日－同月卅一日
- 第三期＝六月一日－同月三十日
- 第四期＝七月一日－同月卅一日
- 第五期＝八月一日－同月卅一日
- 第六期＝九月一日－同月三十日
- 第七期＝十月一日－同月卅一日
- 第八期＝十一月一日－同月卅日
- 第九期＝十二月一日－同月廿五日
- 第十期＝一月一日－同月卅一日

今回の追加 一千三百万円 教育費が主

昭和三十四年度越谷市歳入歳出追加更正予算（第二回）

今回の追加更正は第二回目で主に教育費が計上され、歳出入とも一千三百十七万一千八百七十九円の追加となつており、これによつて当初予算からの累計は一億八千三百二十三万六千六百五十一円となります。以下追加された歳入歳出の主なことを説明してみましよう。

〔歳入〕 先づ歳入の主なものは中央中学校、増林小学校の建設費や小中学校教材費などの国庫負担金二百八十三万円ボーダーライン層の保護家庭に対する国庫補助金十二万円、第二地域農村建設事業費や家族計画事業費などの縣補助金百四十一万円、前年度繰越金三百八十万円、中央中、増林小の建築費に要する市債四百五十万円です。

〔歳出〕 以上の歳入に対して歳出においては先づ市役所費で、廳用自動車購入費や廳舎カーテン取かえ費、職員退職一時金などの費用百七十八万円追加し、土木費として街灯増設に要する費用九万円を追加しました。

中央中、越小屋内体操場建築費に三百十万円追加

教育費の追加は総額で六百四十四万円で、その主なものは歳入をみた国庫負担事業分の教材用具購入費二百十七万円をはじめ中央中工事請負金（電氣工事分含）百十万円、越ケ谷小屋内体操場建築工事費二百万円です。

新農村建設事業費に百卅一万円、事業主体に補助金交付

産業経済費として約百五十二万円追加しましたが、主なものはすでにはじまつた第二地域（越ケ谷、大沢、新方、櫻井、増林の各地区）の新農村建設事業に対する費用百三十一万円でありこれは新方彌十郎農家組合が行う暗渠排水事業櫻井、増林両農協組合が行う共同利用農機具事業に対して、国から事業主体に交付される補助金で、市の会計をとおして補助されるわけです。

諸支出金で二百五十四万円

諸支出金の追加は主に負担金で職員福祉越高増築、全国新市草加職業安定所建築、杉戸高校などの市に割当られた費用を対外関係から追加計上して支拂われるものです。

中、小企業に 退職金制度 手軽で有利でそして安全

大企業の労働者はうらやましいほどの賃金や、賞與そして退職金などがあり安心して仕事に従事して生活を楽しんでいますがそれにひきかえ中小企業では、平常の賃金も低く、まして退職金規定もなく、優秀な労働者は大企業へとはしり、中小企業には希望をもたない現状です。そこでこの中小企業に希望をもたせ、よい労働者を確保して労働者の定着性をまし、結果的には中小企業の労働者に福音をもたらそうと、去る五月二日中小企業退職金共済法という法律が国会を通過成立したわけです。この法律は五月九日に公布施行になりましたので以下この制度について説明してみましよう。

制度の概要

(1)加入者の範囲 この退職金共済制度に加入できる事業主は、従業員数一〇〇人（商業、サービス業では三〇人）以下の事業主です。

(2)加入 この制度に加入するかどうかは事業主の自由です。ただ加入する場合には従業員を不当に差別待遇しないようにしなければなりません。

(3)掛金 掛金は従業員一人当り月二〇〇円以上一、〇〇〇円までの額です。途中から増額もできます。掛金は最寄の金融機関に拂い込めばよいわけです。

(4)退職金 積立てた金は、これを事業團（公法人）で運営し長期勤続の労働者に多額の退職金を支給します。たとえば月二百円づつ五年間に掛金一万二千円積んだ人には、一万四千五百九十円を、十年間二万四千円積立てると四万六百四十円が支給されます。

(5)手軽で、確実、有利 労災保険とか失業保険の掛金のような細かい給料計算などの必要はなく、また積立てられなくなつたら、一時掛金を中止することもできます。積立てた金は中小企業退職金共済事業團が預り、退職者に事業團から直接支拂うので、途中ごたごたの起る心配はありません。

(6)国庫補助 政府は掛金月額に應じて国庫補助を出し、さらに事業團の経費も全額支弁するので、積立てた金は一円でも無駄にしないよう配慮されています。つまり積立てた金はもちろんまるまるで、さらに年六分の利子がつき、その上国庫補助もしようというのです。

(7)掛金は金額免税 掛金は、法人税法上の損金（法人の場合）または所得税法上の必要経費（個人企業の場合）として全額免税されます。免税によつて浮く金額は地方税まで含めると掛金総額の約四〇%に当ります。

このように、中小企業退職金共済法は、使用者に有利に、従業員に大きな福利をもたらします。中小企業の安定のために、全事業所こぞつてこの退職金制度をご利用下さい。

お問合せ この制度についての詳細は、縣の労政課または最寄の労政事務所、中小企業労働相談所へお問合せ下さい。

市道と県道の交換

○…不用物件の引渡申請

○…市道の路線の認定及び変更

これはいままで縣道でありました越谷、鳩ケ谷線の越ケ谷字町並四六七二番地先（佐々木藥局の所）から同南町裏八五五番地先（原田ラジオ店の所）まで延長三二四米（巾員三・七米－五・五米）を市道にし、いままで市道であつた越ケ谷字南町裏八五五番地先から同字南町裏七六九番地先（越谷駅前 花田やの所）まで延長一八四米（巾員六・六米）を縣道にということに交換したわけです。そこで道路法にもとづいて市道の路線の認定と変更をなしたものです。

可決された議案

- 專決処分事項の報告について（上水道費 追加 更正 予算外五件）
- 越谷市議員の報酬及び費用弁償等に関する條例の一部を改正する條例の制定について
- 越谷市職員の給與に関する條例の一部を改正する條例の制定について
- 越谷市税條例の一部を改正する條例の制定について
- 越谷市国民健康保険税條例の一部を改正する條例の制定について
- 土地買収について（道路拡張工事）
- 土地買収について（大袋簡易水道淨水場敷地）
- 土地買収について（中央中敷地）
- 不用物件の引渡申請について
- 市道の路線の認定及び変更について
- 昭和三十四年度越谷市歳入歳出追加更正予算（第二回）
- 昭和三十四年度越谷市国民健康保険事業勘定歳入歳出追加更正予算（第一回）
- 昭和三十四年度越谷市国民健康保険施設勘定歳入歳出追加更正予算（第一回）
- 昭和三十四年度越谷市上水道費歳入 歳出 追加更正予算（第一回）
- 昭和三十四年度越谷市大袋地区簡易水道事業費歳入歳出追加更正予算（第一回）
- 工事請負契約について
- 土地買収について
- 議会の委任による專決処分について

市で乗用車を購入

いままで使用していた乗用車は使用に耐えなくなつたので、新に乗用車を購入しました。これは追加更正予算に乗用車購入費として百十万円を計上し、六月の定例市議会に提出して議決を得たので、去る十日埼玉トヨタから購入したものです。車はトヨペツトクラウンデラックス、価格は百九万円、五十八馬力で六人乗りです。

（写真は新に購入した乗用車）

水道課からの御願い

水道の水栓（蛇口）からホース等でたらいなどに直接水を出すことはやめましよう。

早期米代金「一俵当り二千円」予約概算金から差引

早期米代金については、いままで予約概算金から金額が差引かれる制度でありました。本年度から、九月二十日までに出荷した早期米に対しては一俵当り二〇〇〇円差引くことに制度が改正されました。越谷市においては早期栽培農家が多いので、この改正をきこして早期に出荷されますようお願いいたします。

夏季大学講座

教育委員会で次の通り夏季大学講座を開講致しますから一般の方々の聴講を望んでいます。

日時　七月廿九日（水）午前九－十一時まで
場所　越谷高等学校講堂
講演　時局問題について

停電のお知らせ

越谷変電所工事のため次の日時に全線停電いたします。日時七月十九日午前五時から同九時半まで。

市消防機構の 編成案なる 十月一日に 常備消防 発足予定

市民皆さんから強く望まれておりました常備消防（消防署設置）のことについては、このほどその構想がなり、去月市長の諮問機関である消防委員会にはかり、その答申にもとづいて六月定例市議会閉会後開かれた全議員協議会に説明し、了解を得ていよいよ十月一日から発足をみる予定です。

この消防署設置にともない消防團の編成がえも行われることになり目下消防團自体で編成案にもとづいて検討中です。

常備消防のねらいは、もとより消防の任務を十全に果すところにあり、機動力と教養訓練を得た消防士の一体的なそして統制ある活動によつて市民の生命、身体、財産を火災からまもり、災害発生の場合は最少限にくいとめようとするものです。それでは以下十月一日から発足予定の常備消防編成とこれに伴う消防團の編成について説明してみましよう。

常備消防編成

大沢支所に消防署を設置し、地上六十尺の望楼をたてて消防士を十五名位配置し消防署長（司令）の指揮下にあつて、消防士が一晝夜交代で市の警戒にあたり、消防の任務に万全を期していくわけです。

それに一、五〇〇リツトルの水を背負つた速消車一台を配置し一旦火災発生の際はただちに出動して迅速に消火につとめることになつています。この消防署は市長の下にあつて消防の執行機関の役割を果します。人員機構は消防長－消防署長（司令）－次長（司令補）の順で配置され、その下に消防職員と消防士がおかれています。

消防団編成

常備消防設置に伴い消防團の編成も考えられることになりました。こんどの編成によると團長のもとに第一、第二の副團長をおき、第一副團長は第一分團から第五分團（越ケ谷、大沢蒲生、出羽、在島の各分團）を指揮下におき、第二分團長は第六分團から第十一分團（残りの分團）を指揮下においております。そして各分團には部長を置いて團員との一体的つながりをもつています。さらに團員数も適正な数だけに整備し各分團には四輪車や三輪車の各ポンプを適正に配置し、可搬式ポンプも各部に配置して、機動力をもつた各分團の出動体制を整備しようとするものです。

国民年金制度 (1)

おとしよりへ 一万二千円（年額） 無拠出制を11月から実施

去る四月九日に国会で国民年金法が可決成立し、いよいよ無拠出制の福祉年金が十一月一日から実施されることになりました。そこで国民年金とは一体どんなものか、どういう人がこの年金を受けることができ、どういう人が、なぜ受けられないのか、ということを簡單に説明してみましよう。

国民年金制度とは

この制度は人が年を取つたり、身体障害者になつたり、または一家の中心である働き手を失つたりしたときに、この年金を支給して、本人や、あるいは遺族の生活がおびやかされることのないように保障する制度です。そしてこの制度は、拠出制即ち、予め掛金（保険料）を積み立てて前述のような場合に積み立てた掛金の額に應じて年金を受けることができるという制度をたて前とし、これを補う意味で、無拠出制すなわち掛金の積み立てをしないで年金をもらう制度と二通りあります。種類としては老令年金、障害年金、母子年金（遺児年金、寡婦年金を含む）の三つで、とくに無拠出制年金は、それぞれ老令福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金（遺児、寡婦年金は含まない）と呼ばれ、拠出制年金と区別されています。拠出制年金は、昭和三十六年四月一日から、無拠出制の福祉年金は前述のように本年十一月一日から実施されます。そこで今回は実施が目前にせまつている福祉年金について説明していくことにいきましよう。

◇老令福祉年金 年額一万二千円（月一千円）

一、老令福祉年金を受けられる人

（1）本年十一月一日現在で七十才以上の人

（2）本年十一月一日現在で七十才に達していなくても、昭和三十六年四月一日現在で五十才をこえる人は、七十才になつたときうけることができます。

二、老令福祉年金が受けられない人

（1）厚生年金保険、恩給、共済組合、戦傷病者戦没者遺族等援護法など公的な年金制度によつて年金を受けている人。ただし理由があつてその年金の給付をとめられているときには、福祉年金は支給されますし、また、その年金額が福祉年金より少ない場合はその差額だけ福祉年金が支給されます。

（2）ある程度以上の収入がある人

○…本人の前年の年間収入が十三万円をこえるとき

○…本人の配偶者が前年の年間収入に対して所得税を納めているとき

○…本人の子どもや、その他の人が生計の中心になつており、その人が前年の年間収入について二万三千六百円以上の所得税を納めているとき。

などです

次号は障害者福祉年金などについて説明いたします。

農業を築く基 農家台帳の作成へ

農業委員会では、ことしから來年度にわたる二カ年間に、農家全部について戸別の農家台帳をつくることになりました。そこで埼玉縣では、九十五市町村の農業委員会のうち、約半数の四十七をえらび農家台帳作成の事業に着手することになりました。こんど農家台帳をつくる農家の数は、約九万戸あまりに達します。

○…農家台帳作成のネライ

この仕事は非常に地味なものでこれをやつたからといつてすぐ目に見えた効果があらわれるわけではありません。しかし農業をより一層盛んにしようとする農業委員会は、それぞれの地域の複雑な実情を知り、それに即應した適切な手をうたなければなりません。その意味で、こんど作る農家台帳はまさに明日の農業を築く重要な基礎資料になるといえましよう。

これまで実施されてきた農業振興事業の方式を突込んで考えてみますと、地域のなかにある個々の農家の実態、たとえば農業経営の実情、土地の條件、土地利用の実態など、必ずしも十分につかまれていなかつたようです。そのため、往々にして農家の立場や意見からはなれてしまい折角の努力も実をむすばずに終つてしまつたという例があります。農家台帳の作成は、いわばこの反省の申し子であり、そのネライはこれによつて今後の農業経営の進むべき道をはつきり見きわめようというわけです。

○…台帳はこうして作る

農家台帳の作成は、各市町村の農業委員会から委嘱をうけた調査員が、担当地域の農家を戸別訪問し、面接によつて調査表の項目を完成し、あとでそれを正式の農家台帳に轉記するという方法がとられます。調査はすべて來る八月一日現在で行なわれますが、項目が年間にわたるものは、一日からさかのぼつた一年間となつています。

○…農家台帳の三つの重点

この内容は、大きく項目別にみると（1）農家の分類（2）世帯と雇用（3）土地（4）主な固定資産（5）家畜（6）肥料飼料、農薬の購入量（7）耕種養蚕、養畜の作付、飼養及び生産の七項目にわかれていますがこれを調査目的という角度からみると重点として三つ挙げることができます。

一つは農業経営の骨組みを量的につかむこと。

二つは、いままで農林統計によつては十分明らかにされなかつた農家の分類を行なうこと。

三つは農業委員会の事務、とくに農地事務の適格な処理をはかるため、農地の團地別、筆別の実態を明らかにすること。

○…完全な農家台帳を

台帳をつくる必要は、すでにのべたとおりですが、これが完全にできるかどうかは農業委員会の積極的な活動はもちろん、農家の協力、調査員の熱意、その他関係機関や團体の協力のいかんにかかつています。

私達の学校④ 大袋中学校

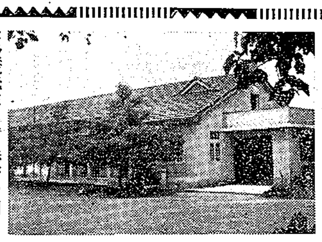

桃の産地で知られている大袋は中学校の校章も桃の花を図案化したものです。生徒数二三八名（男一〇六名、女一三二名）六学級で先生は十人です。門をは入るとブロック建築の立派な校舎が目につく、これは去る二十九年に建てられたもので音樂、家庭、理科などの特別教室に使われています。小林校長は生徒の指導にあたつて伸々とした明かるい指導をしてゆきたいと次のような抱負を語りました。

忘れられた子に 温い手を

今年の重点指導方針としては第一に基礎学力の向上を目標にしていますが、これらの目的を達成するには 授業時間 の 確保です。学校行事の重点化を図つて授業時間を完全に活用しなければなりません。きまつた時間に授業をやつていれば問題はないのですが中学になりますと対外的なスポーツ、各種競技大会、旅行、学藝会などいろいろな行事が多いのでその練習時間や準備などに正規の授業時間が相当つぶれるわけです。昨年は農繁期に短縮授業をやりましたが今年は廃止しました。農業の機械化が進み、早期栽培あるいは水利の関係で田植の時期がまちまちであり、農繁休業をやつても生徒達はエビガニでも取つて遊んでしまうわけです。一学期で上昇しつつある学力が十日も休みますと身心共に疲れて相当なマイナスになりますね。

直接指導にあたる先生の研修も大切です。教師は生徒の出席をとつて「ハイ」という返事を聴いただけで生徒の状態を観察するようにしたいものです。長欠生徒の原因も一寸としたところからなるものですからまあ生徒を見る目を養うことです。

小林校長

全体からみればわずかですが、忘れられた生徒というのが何人かいるものです。知能が遅れた子、貧困家庭の子など普通の生徒と一諸にとけこんで遊ばず、友達からはなれて一人でいる生徒です。教師としてこういう子にはできるだけの温い手で指導してやりたいものです。私が縣の教育局にいた時に調査した結果ではこういう愛情に浮いている生徒が大きくなつて犯罪をおこす 割合が 非常に 大きいんです。

クラブ活動の一つとして無人購買部を設けておりますが、生徒達はとても便利に利用しております。始めは会計などに心配もありましたが、生徒を信頼することによつて 間違 はありません。

学校で耕作している田圃が約二十アールありますので毎年秋になると、とれたお米で勤農会が盛大に行われます。この日は朝から家庭科の自習を兼ねて各クラスでごちそうを作つて全校生が校庭で試食会をやるのです。昨年はPTAや市長さんもみえて大変有意義でした。今年も田植も、田の草取りも生徒達の手で無事済みましたので秋の収穫が楽しみです。（写真は特別教室、下のカットは校章）

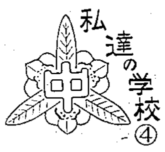

水遊びの危険から 子供を守ろう

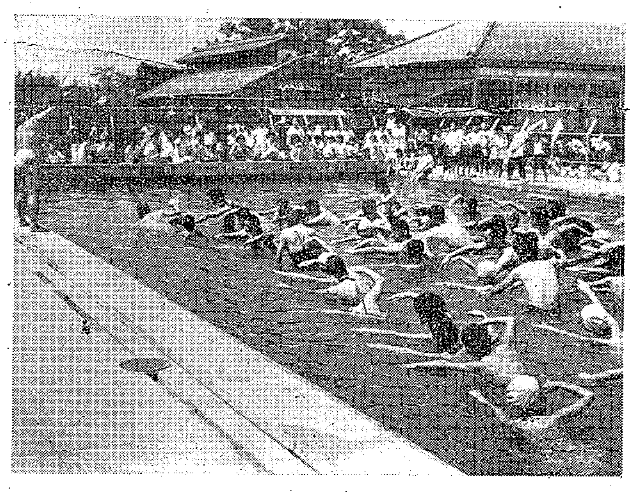

日増しに暑さが加わり学校も休暇に入ると子供たちの水遊びが一段とさかんになつて來ます。毎年幼児や小中学生の事故で一番多いのが水の事故です。これから夏休みにはいり保護者は子供の水遊びに十分注意したいものです。越谷班小中学校では、生徒に正しい水泳を教えようと去る八日大袋小学校プールで水泳の練習をしました。これは東京学藝大学体育の講師を招き水泳に自身のある先生約三十八人が泳ぎのできない生徒を指導したものです。（写真 大袋小プールで水泳の指導）

赤痢予防の七カ条

ことしこそかけ声だけで終らないよう—さあことしこそ赤痢のない年へ。

一、手をよく洗う、用便のあと、食事の前。

二、ハエ、ネズミの退治。

三、便所の改善、汲取口のふたはこわれていないか、窓口は金あみをはる。流水式の手洗をつける。

四、使用水の注意、便所や流しのきたない水が流れこまないように注意、滅菌器をつける。

五、生水、生ものに気をつける。

六、暴飲、暴食をさける。

七、下痢をしたらすぐ医者にかかる。

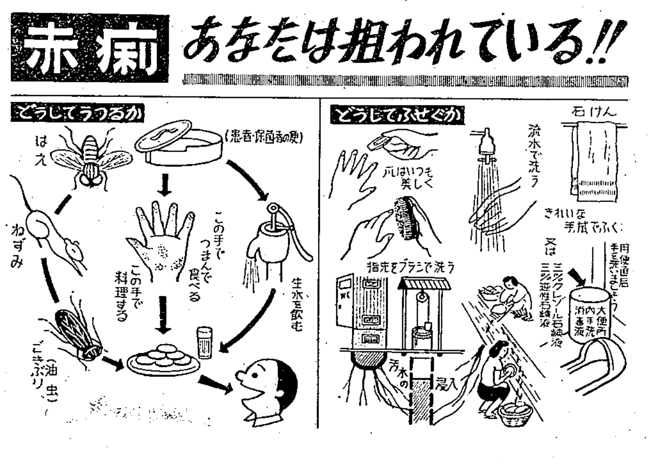

今日の話題

大百科辞典など図書五〇〇冊寄贈

出羽四丁野の今井さいさんは自宅にあつた蔵書大百科辞典など五〇〇冊をこのほど出羽中学校と公民館に寄贈されました。これは今井さんの好意で廣く一般の方々に利用していただきたいと寄贈されたものです。学校では早速分類して図書室に備え、中学生、公民館共同で使用することになりました。（写真は今井さいさん）

病気をおして徴収 越巻の島村さん

越巻中新田部落の納税組合長島村斌（さかる）さんは、去る四日から病氣のため寝こんでしまいました。六月に入り市民税第一期分の納期になつたため月末から孫の中学生博君のひくリヤカーに乗り部落三十戸を徴収して歩きました。このため全戸が完納し島村さんの納税意欲に市役所では感謝しています。同部落は昨年も一〇〇％完納して市長から表彰されました。

教材用に三輪車を寄贈

出羽農協（組合長川津昌庭）ではこのほど教材用にと、出羽中学校へ三輪自動車を寄贈されました。農協では新たに車を購入したので現在まで使用していたものを理事さんの図らいで中学校の教材用に使うことになつたものです。生徒達は毎日校庭で運轉や、エンジンの修理など熱心に勉強しています。

農事相談

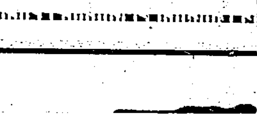

問「水稲の紋枯病の防除についてお知らせ下さい」櫻井H生

答 紋枯病の被害は甚大でありまた最近までその防除については特効薬もなかつたが最近輸入された農薬でツーゼット（モンゼット）が紋枯病には特効であることがわかり全国的に使われるようになりました。しかしモンゼットは使用の方法によつては効果が大変異つてきますので次のことに注意して下さい。まず散布の時期は（普通植の場合）八月上旬が適期で、わずかに紋枯病の病斑がみとめられた時しかも出穂前です。散布の藥液はモンゼット二、五〇〇倍液（水十八リツトル「一斗」モンゼット水和剤七、五グラム「二匁」）を一〇アール（一反）当り一〇八リツトルから一四四リツトル（六—八斗）を散布して下さい。なをモンゼットは特効薬と云えども前記以上の濃厚液では藥害を出しますので十分注意して下さい。

問 最近の「水田除草剤」とその使用方法についてお尋ねいたします（大相模一農民）

答 水稲の除草剤には２４Ｄ（ニューヨンデー）ＭＣＰ、ＰＣＰ、といろいろ市販されており その殺草効果は認められているが、氣溫の高い時期なので稲に影響の多いＭＣＤを使用するか、２４Ｄを使用された方がよい。この除草剤は分欠をおさえることと幾分倒伏防止にも役立つております。普通栽培においては早生種はその年により出穂期のずれがあるので中晩生種に使用するようお奨めいたします。中生種は七月下旬（二十五日—三十日）晩生種は八月一日—五日が使用の適期です。何れも幼穂形成期前に使用し反当散布量は普通２４Ｄは五〇グラム、水中２４Ｄは五〇〇グラム（一袋）で一〇〇リツトル（約五斗）位の永に溶かして散布します。散布には２４Ｄ專用の散布器または手動フンム器等を利用した方がよい。なお使用したフンム器は必ず石けん永で洗滌して下さい。最近粒状永中２４Ｄといつて肥料と同じように散布できるものや市販されております。効果も他のものと変りないので希望の方は使用して下さい。（越谷農業改良普及所）

鈴木さん母子が一位 母と子のよい歯のコンクール

母と子の良い歯のコンクールは去る六月二十六日越ケ谷小学校で行われました。審査の結果越ケ谷彌生町の鈴木富士子さん、健翁（たけを）ちやん母子と越ケ谷新町二丁目の青木得江さん常夫さん母子が越谷市代表に選ばれました。更に七月七日には春日部保健所管内のよい歯のコンクールに出場された結果鈴木さん母子は一位に、青木さん母子は三位にそれぞれ入賞されました。（写真は鈴木さん母子）